

新型コロナウイルス
原油価格・物価高騰
影響による

上限
引き上げ

緊急! 対策融資

令和4年8月1日から申請受付開始
融資限度額(上限引き上げ)

申込・申請期限(期間延長)

令和5年3月31日
まで

2000万円

■ 利子補給

1年目

全額補助(上限3%) ※1

2年目以降5年目まで

貸付利率の2/3(上限1.6%)

※1 貸付利率が3%を下回る場合は貸付利率と同率

■ 信用保証料

全額補助 ※2

※2 借換資金の場合、信用保証料補助はありません

⚠ 本融資ご利用にあたっての詳細は、裏面または区ホームページでご確認ください。



融資あっせん申込窓口・問い合わせ先

産業経済部 企業経営支援課 相談・融資係

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 南館4階

Tel 03-3880-5486 Fax 03-3880-5605

E-mail kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

年末年始を除く平日

※原則予約不要



東武スカイツリーライン 梅島駅から徒歩12分
北千住駅から都営バス北47系統乗車
「足立区役所」または「足立区役所前」下車徒歩1分

対象事業者

以下の要件を全て満たす中小企業者

- 1 年以上継続して事業を営む中小企業者であること
- 申請時に足立区内に1年以上継続して住所(法人は本店または支店登記)を有すること
- 保証協会の保証対象業種を営み、営業に関し必要な許認可を受けていること
- 区民税(法人都民税)その他税金の未申告・滞納がないこと
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響や原油価格・物価高騰により影響を受ける又は受ける恐れのある事業所で、令和2年2月から融資あっせん申込月の前月までの間で、売上高実績が前年同月※と比較して**1円以上減少**している月が1か月でもあること

※前年同月が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合、前々年同月の売上高実績と比較すること。
※前々年同月も前年同月同様に影響を受けている場合は、3年前の同月の売上高実績と比較すること。

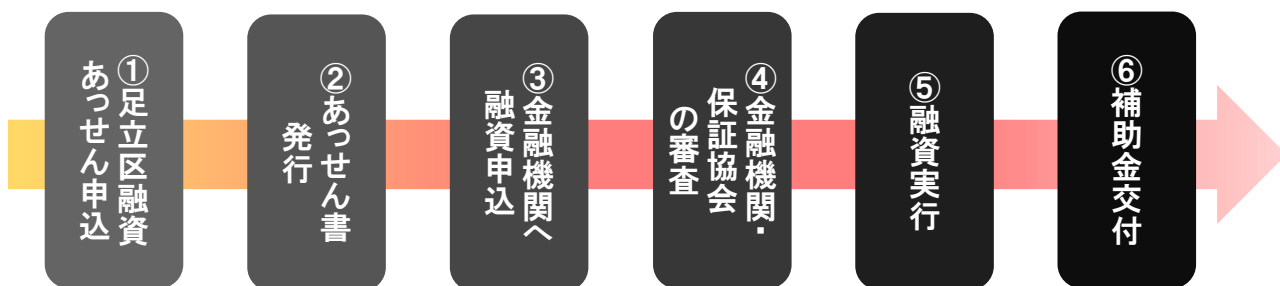
資金種別

運転資金・借換資金 ※借換資金について:令和4年7月31日以前の緊急経営資金(借換)でも1回に限り再借換が可能です。但し、元金の据置き不可、元金を6回以上返済している融資であること等の諸条件があります。

必要書類

個人の場合	法人の場合
<ol style="list-style-type: none">1 足立区中小企業融資申込書(要実印)2 区民税を納付したことが確認できるもの 当該年度における納期到来分の区民税領収書、引落口座の通帳原本、納税証明書原本のうちいずれか一つ(区民税非課税の方は課税証明書原本)3 直近の確定申告書の控(税務署收受印のあるもの)4 住民票原本(最近3か月以内に発行されたもので本籍およびマイナンバーの記載がないもの)5 売上高申告書(試算表・決算書等、売上減少が分かる書類を添付)6 委任状(金融機関が代理で申し込む場合)	<ol style="list-style-type: none">1 足立区中小企業融資申込書(要実印)2 法人都民税(予定納税分含む)の領収書または納税証明書原本3 直近の確定申告書の控(税務署收受印のあるもの)4 履歴事項全部証明書原本(最近3か月以内に発行されたもの)5 売上高申告書(試算表・決算書等、売上減少が分かる書類を添付)6 委任状(金融機関が代理で申し込む場合)

手続きの流れ



- 1 融資を申し込む金融機関を決めて、区の窓口へ
- 2 区が金融機関への融資あっせん紹介書を発行
- 3 区の融資あっせん紹介書と申込書を金融機関に提出し融資申し込み
- 4 信用保証協会が経営状況などを審査し、保証の可否などを決定
- 5 融資の実行 ※申込者が支払うべき信用保証料は融資額から控除
- 6 金融機関が申込者の委任を受け補助金を区に請求・区が申込者口座へ補助金を交付